

原発事故は現在継続・拡大中であり、損害が確定したものではないため、現時点での主な影響をとりまとめたものであり、影響や損害を網羅したものではない。

福島原子力発電所事故による 農林水産業等への影響

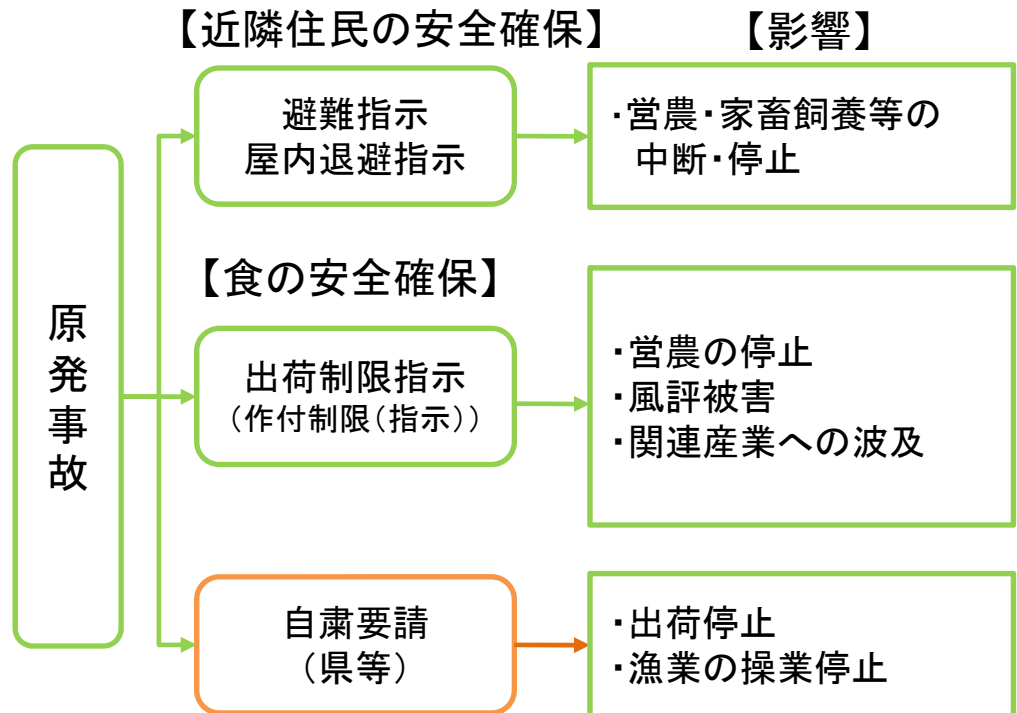
第1回原子力損害賠償紛争審査会提出資料

平成23年4月15日
農 林 水 産 省

原発事故に伴う政府の指示等①

・ 今般の福島原子力発電所事故に伴う放射性物質の飛散、原発周辺地域での放射線量の増大、土壌や農作物の放射性物質による汚染の結果、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」）に基づき、**避難指示、屋内退避指示、出荷制限指示、作付制限指示**が行われた。また、**県等による出荷・操業自粛要請**も行われた。農林水産業等では営農・飼養の中断・停止、漁業の操業停止、収入減少、風評被害、関連産業への波及等の影響が発生。

月日	推移
3月11日	大地震・津波発生 原子力緊急事態宣言→3km圏内退避指示
12日	福島第一原発1号機水素爆発 → 20km圏内避難指示
17日	20～30km圏内屋内退避指示 食品衛生法に基づく暫定規制値設定
18日	福島県の原乳から暫定規制値を超える放射性ヨウ素を検出
19日	茨城県のホウレンソウから暫定規制値を超える放射性ヨウ素を検出
21日	出荷制限(原災本部長指示) 開始
4月 4日	高濃度放射性汚染水約1万トンを海洋に放出
8日	「稲の作付制限の考え方」(原災本部)公表



原発事故に伴う政府の指示等②（出荷制限）

- ・福島第一原発の事故を踏まえた農産物等の安全確認については、厚生労働省が食品衛生法に基づく暫定規制値を決定・公表（3月17日）するとともに、関係県に、農産物等を調査するよう指示。
- ・食品安全の観点から、調査結果に基づき、一定の地域のハウレンソウ、原乳等について、原子力災害対策本部長（以下「原災本部長」）（総理）から関係県に**出荷制限及び摂取制限**指示。また、**県やJA等による出荷自粛・漁業の操業自粛**も行われた。

原災法による出荷制限

県等による出荷自粛・操業自粛の要請

県名	出荷制限品目（4月14日現在）
福島県	3/23～（3/21～ ハウレンソウ、カキナ、原乳） （県内全域） 非結球性葉菜類（ハウレンソウ、コマツナ等） 結球性葉菜類（キャベツ等） アブラナ科花蕾類（ブロッコリー、カリフラワー等） カブ、原乳（会津地方の原乳：4/8解除） 4/13～ （伊達市、相馬市、南相馬市、田村市、いわき市、新地町、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村） しいたけ（原木露地栽培）
茨城県	3/21～ ハウレンソウ、カキナ 3/23～ パセリ、原乳（原乳：4/10解除）
栃木県	3/21～ ハウレンソウ、カキナ（カキナ：4/14解除）
群馬県	3/21～（4/8解除）ハウレンソウ、カキナ
千葉県	4/4～（旭市）ハウレンソウ、シュンギク、チンゲンサイ、サンチュ、パセリ、セロリ 4/4～（香取市）ハウレンソウ 4/4～（多古町）ハウレンソウ

要請主体	出荷自粛品目・操業自粛（4月14日現在）
福島県	3/19～（川俣町）原乳 3/20～ 露地野菜、原乳 ※会津地方原乳：4/8解除 4/3～（いわき市）しいたけ（原木露地栽培）4/10解除 4/10～（伊達市、飯館村、新地町）しいたけ（原木露地栽培）
福島県漁連	3/15～ 県内漁協がすべての操業を自粛
茨城県	3/19～ ハウレンソウ 3/22 県酪連が原乳の出荷を自粛 4/5～ 県の要請により船びき網漁業（コウナゴ）の操業を自粛 調査中 県内漁協が県沖での操業を自粛
栃木県	3/20～ ハウレンソウ、カキナ（カキナ：4/14解除） 3/25～ シュンギク ※4/14解除
群馬県	3/20～ ハウレンソウ、カキナ ※4/8解除
千葉県	3/25～（多古町）ハウレンソウ 3/29～（旭市）チンゲンサイ、シュンギク、サンチュ、セロリ、パセリ
JAかとり	3/31～（香取市）ハウレンソウ

※各県等では、独立行政法人や民間検査機関に依頼して分析調査を実施。

※この他、放牧や粗飼料利用について自粛を要請。

○ 出荷制限指示時における官房長官発言（抜粋）（3月21日）

これらの**出荷制限の実効性を担保し、消費者の食の安全を確保するため、適切な補償が行われるよう万全を期す**こととする。

原発事故に伴う政府の指示等③（稲の作付制限）

- ・ 4月8日に原子力災害対策本部で稲の作付制限等に関する考え方（「稲の作付の考え方」）を決定。
- ・ 避難地域等に加え、水田土壌の放射性セシウム濃度の調査結果を踏まえ、**生産した米が食品衛生法上の暫定規制値を超える可能性の高い地域**について、**原災法第20条第3項に基づき**、原災本部長（総理）から関係地方自治体に対し**稲の作付制限を行うよう指示**する予定。

○ 「稲の作付の考え方(抜粋)」 (4月8日原子力災害対策本部決定)

- ・ 避難地域及び屋内退避地域に加え、水田土壌の放射性セシウム濃度の調査結果及び水田土壌中の放射性セシウムの米への移行の指標からみて、生産した米が食品衛生法上の暫定規制値を超える可能性の高い地域については、稲の作付制限を行うこととする。
- ・ 具体的な地域については、水田土壌の調査結果を踏まえて、国と関係地方自治体が協議して決定し、その段階で原子力災害対策本部長から関係地方自治体に対し、稲の作付制限を行うよう指示する。
- ・ **稲の作付制限を行う場合は、適切な補償が行われるよう万全を期すこととする。**

水田土壌中の放射性セシウムの米への移行の指標

水田土壌から玄米への放射性セシウムの移行の指標は0.1



玄米中の放射性セシウム濃度が食品衛生法上の暫定規制値(500 Bq/kg)以下となる
土壌中放射性セシウム濃度の上限値(5000 Bq/kg)
※これを超過した場合、生産した米が食品衛生法上の暫定規制値を超える可能性がある

作付制限の農家への影響

- **米の販売代金や交付金(戸別所得補償制度によるもの)が得られないだけでなく、せっかく準備・購入していた種や資材が無駄になるほか、収入が無いのに、地代、水利費、土地改良の負担金等を払うことを求められる。**
- 作付制限地域だけでなく、その**周辺地域でも著しい風評被害**。

原発事故の影響①（避難指示地域・屋内退避地域等の営農状況）

- ・20キロ圏内、20～30キロ圏内においては、高い放射線量により周辺住民の健康被害が想定されたため、原災法第20条第3項に基づき、原災本部長（総理）が避難指示区域、屋内退避区域（※）を設定。
- ・この結果、避難指示地域及び屋内退避地域において、**営農や家畜飼養を継続して行うことが不可能**となる等、農業収入が途絶。（米:約1万5千戸・1万6千ha、野菜:約3400戸・900ha、葉たばこ:約1200戸・900ha、牛:約600戸・1万4千頭等）
- ・**家畜への給餌ができず、餓死等が発生し、死亡家畜の取扱いも問題化。**

※4月11日に、「計画的避難区域」、「緊急時避難準備区域」とする方針が示されている。

	避難指示地域 20km圏内		屋内退避地域 (20～30km圏内)		合計	
	戸数	面積 頭数	戸数	面積 頭数	戸数	面積 頭数
米	9,286	10,728ha	5,646	5,307ha	14,932	16,035ha
野菜	1,864	586ha	1,492	306ha	3,356	892ha
葉たばこ	16	9ha	1,159	898ha	1,175	907ha
牛	280	3,385頭	341	10,360頭	621	13,745頭
豚	8	31,486頭	9	12,854頭	17	44,340頭
鶏	17	63.3万羽	17	126.2万羽	34	189.5万羽
競走用馬、乗馬	1	23頭	5	83頭	6	106頭
飼料		1,223ha		1,487ha		2,710ha
しいたけ	4	3トン	1	7トン	5	10トン

資料：米農家戸数、野菜：農林業センサス(2010) 米作付面積：H22産作物統計
牛、豚、鶏：福島県調べ 葉たばこ、馬：団体調べ 飼料：2005農林漁業センサスから推計
しいたけ：平成22年度福島県特用林産関係統計書

※米及び野菜については20km圏内及び30km圏内及び市町村の一部にかかっている場合も、当該市町村の全戸数及び全生産面積を計上。

葉たばこの屋内退避地域については、20km以遠の福島県内地域を含む。
震災等の影響による戸数、頭羽数の変動は反映されていない。

○避難指示地域(20キロ圏内)の野菜等については、栽培管理を行うことが不可能であり、**ほ場に放置**。屋内退避地域(20～30キロ圏内)等では**事実上出荷は困難**。

○20キロ圏内の家畜については、**飼養管理を断念しており、多くは死亡している**と考えられる。また、20～30キロ圏内では、**自主的避難による飼養管理の断念**のほか、圏内に残っている農家の多くが家畜の圏外への出荷・移動を自粛。

○福島県たばこ耕作組合は、4月8日時点で福島県による農作業制限の解除がなされなかったため、**避難指示地域等を含む県内全域において本年産の生産を行わないことを決定**。

原発事故の影響②（出荷制限の影響）

- ・ 出荷制限地域における出荷制限品目の産出額は、年間671億円、農家数は延べ8万4千戸。
- ・ 3月下旬の出荷制限により販売が不可能となり、野菜・原乳は著しい損害。
- ・ 原子力事故は依然として継続しており、損害はさらに拡大する見込み。

表 出荷制限品目の年間産出額及び農家数

	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	合計
野菜	68億円	77億円	27億円	70億円	166億円	408億円
	17,609戸	18,665戸	11,599戸	14,218戸	21,200戸	83,291戸
原乳	97億円	164億円	—	—	—	261億円
	590戸	567戸	—	—	—	1,157戸
しいたけ	2億円	—	—	—	—	2億円
	64戸	—	—	—	—	64戸
合計	167億円	241億円	27億円	70億円	166億円	671億円
	18,263戸	19,232戸	11,599戸	14,218戸	21,200戸	84,512戸

資料：産出額：生産農業所得統計（平成21年）

農家数：農林業センサス（2010）畜産統計（平成21年）

しいたけ関係：平成22年度福島県特用林産関係統計書

※千葉県については、出荷制限地域外も含む。

○国の出荷制限により、野菜の生産者は、販売することが不可能となり、収入の途を絶たれるなどの著しい損害。

原子力損害は依然として継続しており、損害はさらに拡大する見込み。

○原乳については、酪農家のほとんどは専業であり収入が無い中で、生産を止めれば牛の病気等を引き起こすことから、毎日飼料を与えて搾乳し、原乳を廃棄し続けている状況。

なお、福島県の出荷制限は依然として継続しており、損害はさらに拡大。

○また、原乳の廃棄場所として草地等を使用しており、今後の飼料生産に影響（一部については、業者に依頼し、産廃処理するため、当該処理費用も発生。）

原発事故の影響③（水産業）

- ・ 福島第一原発の事故が深刻化する中で、周辺地域の漁業者は、**県・県漁連等の要請に従い**、あるいはモニタリングの結果が出るまでの間、**操業を停止**。
- ・ 4月2日に発見された2号機取水口付近からの高濃度放射性廃液の流出や、4月4日から行われた**大量の放射性汚染水の放出の影響**も懸念されているところ。



操業停止の実態

県名	内容
福島県	<ul style="list-style-type: none"> ・福島原発から30Km圏内は航行危険区域（海上保安庁が設定）となっており、操業できず ・原発事故が深刻化する中で、県漁連の指導及び漁協組合長会議の決定により、3月15日以降、漁協が全ての操業を自粛 ・4月9日に公表された県のモニタリング結果では、県沖で採取されたコウナゴから暫定規制値を超える放射性物質が検出
茨城県	<ul style="list-style-type: none"> ・原発事故が深刻化する中で、県によるモニタリング結果が出る4月2日まで、県沖での操業を自粛 ・県沖で採取されたコウナゴから暫定規制値を超える放射性物質が検出されたことを踏まえた4月5日の県の出荷・販売の自粛要請を受けて、県下漁協が船びき網漁業の操業を自粛 ・他の漁業も操業をとりやめ

周辺県の漁業の概況

	福島県	茨城県	千葉県
海面漁業生産額 (億円、21年度)	160	138	299
漁業就業者数 (人、20年度)	1,743	1,551	5,916

原発事故の影響④（風評被害）

- ・ 摂取を通じた人体への影響の恐れから、特に食品については、消費者や流通業者の間で心理的な不安感が高く、**国による出荷制限が行われた品目でないにも関わらず、農林水産物の価格下落や取引忌避等の風評被害が発生。**
- ・ また、卸売市場の卸売業者等の市場関係者に生じた被害として、**売れ残り（買付に係る仕入原価）、返品及び価格の下落による損失、廃棄処分に要する費用が発生。**

【風評被害の例】

【農産物】

- 3月下旬、東京都中央卸売市場における茨城県産レタスの価格は、過去3カ年平均と比べて約5割低下。同じく栃木県産トマトは約4割低下。
- 3月下旬、東京都中央卸売市場における千葉県産きゅうりの価格は、過去3カ年平均と比べて約5割低下。埼玉県産では約3割低下。

【林産物】

- 4月上旬、福島県産露地栽培しいたけの単価は、3月上旬と比べて約2割減。
- 3月下旬、福島県内の製材工場が、注文された製品を出荷したところ、県外の取引業者から、福島県産材であることを理由にキャンセル。

【畜産物】

- 3月下旬、福島県産牛枝肉は、他県産に比べ1頭当たり5～20万円程度低い価格で取引。
- 3月下旬、福島県産牛肉200kg、300万円相当について、取引先から返品。
- 3月中旬から、30km圏内の牛は出荷・販売できず、収入が途絶。

【水産物】

- 3月下旬、一部卸売市場において千葉産キンメダイの価格が1/2まで下落。
- 3月下旬以降、一部卸売市場において、福島県近隣の水産物が小売業者から忌避。
- 複数の卸売市場において、小売業者から福島県近隣の水産物から他産地への切り替えを求められた。

【輸出品】

- 3月中旬、輸出先国の政府による輸入禁止が発動される以前に、海外（米国ほか）の取引先から納品拒否、キャンセルが発生。
- 3月下旬以降、輸入禁止の対象となっていない食品（加工食品、飲料、原発からの遠隔県も含む日本全国のもの）にも、米国、香港、台湾ほかの取引先から、納品拒否、キャンセルが発生。

原発事故の影響⑤（農家経営の状況）

- ・ 野菜や原乳の出荷制限が3月21日に開始されて以降、農家の収入は途絶。
- ・ 野菜の出荷制限を受けた野菜農家の場合、**出荷制限品目の販売が不可能となりその収入が無くなるが、それまでに投入した生産資材費等の回収が困難。**
- ・ 原乳の出荷制限を受けた酪農家の場合、**販売が不可能となり収入が無くなるが、飼料費、光熱水道費等の運転経費の支払いが必要。**
- ・ その他の農家についても、風評被害により相当の損失が発生。
- ・ このようなことから、農家においては、**経営の当座の資金繰り、生活費の捻出にも苦慮している状況。**
- ・ 農家経営のみならず、配合飼料製造業者や獣医師、コントラクター等の関連産業、業種への影響も懸念。

【出荷制限や風評被害を受けた茨城県等の野菜農家の声】

- ・ 通常翌月払いとなっている**生産資材費等の支払いができない。**
- ・ 市場出荷しても**風評被害により安値**。春レタスの**再生産価格を大幅に下回り、赤字**が既に発生。赤字を出したまま出荷を続けており損失を拡大させている。
- ・ 資金繰りが極度に悪化する中で、**次期作の準備の見通しも全く立っていない。**
- ・ **出荷しても全く売れないため、自主廃棄を求められた。**
- ・ 契約先から、**価格の引き下げや安全証明の添付を求められ、経営的に厳しい。**
- ・ 出荷制限後、すきこみも望ましくないとの情報提供があったため、**次の作付ができず、収入機会を失った。又、準備していた苗も使えなくなった。**

【福島県、茨城県内の出荷制限を受けた酪農家の声】

- ・ 出荷に係る**乳代が入ってこなくなった**。その一方で飼料費の負担が発生して二重苦であり、**当面の資金繰りの目途が全く立たない。**
- ・ 生乳の廃棄は自己所有地に埋設することになっているが限界があり、**今後も出荷制限が続けば生乳を埋設するのは困難**。また、産廃業者に廃棄を依頼するための資金も目途が立たない状況。
- ・ **損害についてどこまで賠償されるのか分からない中で、廃業も考えるようになった。**

【福島県内の風評被害を受けた肉用牛農家の声】

- ・ 3月20日の生乳の出荷制限以降、**和牛価格は下落**。
- ・ 出荷価格は大幅に下落しているものの、出荷を継続しており、毎日、**相当の損失が発生**。
- ・ 補償の見込みが見えない中で、来月の人件費・飼料代等の**運転資金が確保できない**。
- ・ 30km圏内の牛は、出荷・販売できず、**収入が途絶してしまっている**。

原発問題の影響⑥（食品産業等）

- 避難・屋内退避による損害はもとより、返品・キャンセル・廃棄、原材料等の放射線検査に係る新たなコスト負担、各国の輸入規制等による損害など、食品産業に著しい損害が発生。
- 今後も原発問題が長期化・深刻化すれば、放射能汚染の拡大による使用水の制限に伴う操業の停止など、食品産業に対する様々な影響が懸念されるところ。

避難・屋内退避	<ul style="list-style-type: none"> ・避難・屋内待避エリア内の卸売市場・スーパー、工場等が営業・操業困難（スーパー関係団体・卸売市場関係情報）
返品・キャンセル ・廃棄	<ul style="list-style-type: none"> ・取引先からの納品拒否、返品ของ 要請や今後の取引の中止。（米卸売・味噌関係企業情報） ・定期購入者やネット注文購入者からのキャンセル多数。（納豆関係企業情報） ・欧米向けの豆腐について、輸出の見込みが立たないことから、輸出品を全量廃棄。（商社情報）
新たな 検査費用	<ul style="list-style-type: none"> ・流通業界等からコーヒー製造事業者等に対して、放射線検査や、製造工場の場所及び製品に係る放射性物質非汚染証明書の添付要請。（コーヒー・米卸売・製粉関係企業情報） ・原料水（地下水）や食品の放射線量測定に係る機器の購入、継続的な検査の費用が大きな負担。（飲料関係企業情報、外食関係企業情報）
各国の輸入規制等 よる損害	<ul style="list-style-type: none"> ・東南アジア諸国や台湾では、仮に日本からの輸出品の通関ができてても商業ベースでの販売又は流通が困難な状況。（米卸売・油脂・海外外食関係企業情報） ・日本からの中国向け輸出は実質的に止まっている状況。（菓子・海外外食関係企業情報） ・検査機関不足から放射能基準適合証明書を発行してもらえず、欧州向け輸出ができない。（味噌関係企業情報） ・（特に中国、東南アジア系中心に）海外日本食レストランの客足が大幅に減少し、売上げ減。（外食関係企業情報）
外国人労働者の 帰国による損害	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人労働者の大量帰国により、従業員が極端に不足し、営業に支障。また、新たな従業員の確保に伴うコスト増。（外食関係企業情報）
原料関係 に係る損害	<ul style="list-style-type: none"> ・穀物の輸入船舶の日本の港湾への寄港を忌避する動き。（抜港、船の選択肢の減）（商社情報） ・近隣からの集荷が大幅減、仕入先変更によるコスト増、取引量1/10。（30km圏内卸売市場関係者情報） ・原発事故に伴う食品の出荷制限・停止等によって供給量が減少し、相場価格が上昇。（外食関係企業情報）

※ 情報の出所は（）内に記載された先へのヒアリング等

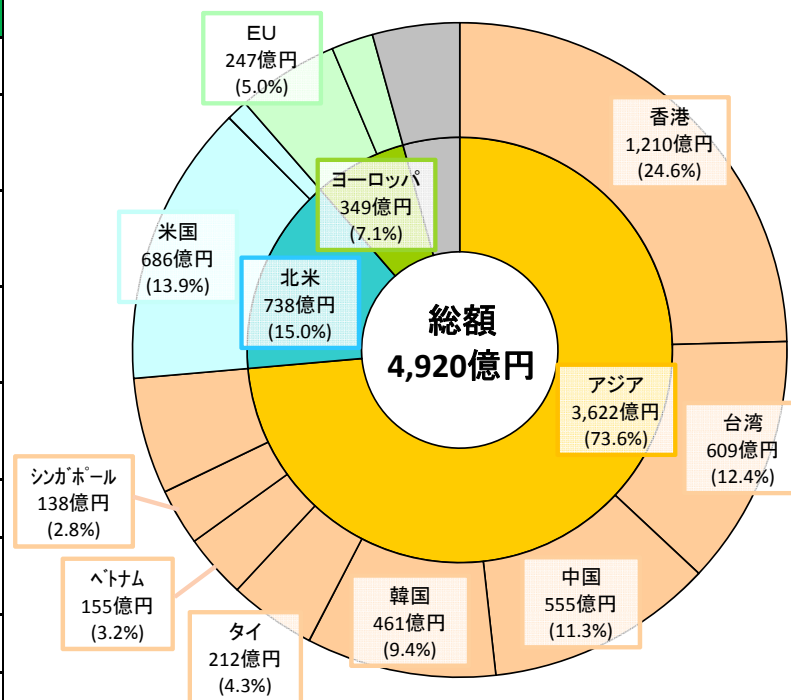
原発事故の影響⑦（各国の輸入規制措置）

- 海外では**29カ国・地域**が輸入禁止、検査強化等を実施。（4月13日現在）
 - 47都道府県全て**を対象、**全ての食品、飼料**を対象としている国が多い。
 - 国内で安全が確保された後も、**輸入規制は長期化するおそれ**。
- 農林水産物・食品の輸出総額は、4,920億円（2010年）。主な輸出先国は、香港、米国、台湾など。

主な輸出先国の輸入規制措置の例

	対象県	品目	措置
中国	12都県※1	食品・飼料	輸入停止
	12都県以外	食料・飼料	①放射能基準適合証明書及び ②産地証明書を要求
米国	福島、群馬、栃木、茨城、埼玉、千葉	ほうれん草、かきなど	輸入停止
		牛乳・乳製品、果物、野菜とその加工品	放射能基準適合証明書を要求
ベトナムほか	47都道府県	全ての食品	輸入停止又は放射能基準適合証明書を要求
EU	12都県※1	全ての食品	放射能基準適合証明書を要求
	12都県以外	全ての食品	産地証明書を要求
香港	5県※2	果物、野菜、牛乳等	輸入停止
		食肉(卵含む)、水産物	放射能基準適合証明書を要求
台湾	5県※2	全ての食品	輸入停止
	5県以外	加工食品を除き全ての食品	全ロット検査

農林水産物・食品の輸出実績



※1 福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉

※2 福島、群馬、栃木、茨城、千葉

原発事故への対応（周知・対策）

- ・農水省は、原子力安全委員会緊急技術助言組織の助言等を踏まえ、農産物の廃棄方法等について生産者等へ周知しているが、これは**放射性物質の拡散を回避するための措置**であり、**農家の重荷**になっているほか、**将来への不安を惹起**。

周知内容

ほ場に放置された野菜の取扱について	・すきこみ及び焼却は望ましくない ・すでに刈り取ったものは1箇所を集めて保管等
出荷制限となっている原乳の廃棄について	・自己所有地に集中的に埋設する ・当面の対応として、濃厚飼料の給与量の低減や急速に搾乳を中止する方法(急速乾乳)などにより生乳を廃棄する量を抑制取組も検討等
原発事故を踏まえた家畜の飼養管理について	・家畜の飼養管理について、放牧や事故発生後に収穫した飼料の給与等の自粛 等



農産物汚染、土壌汚染に対する将来への不安を持ちながら営農せざるを得ない状況。

風評被害防止のための対策

- ・関係省庁と連携し、検査結果の迅速な提供はもとより、暫定規制値の考え方、その人体への影響の程度等の**正確な知識を消費者等に幅広く発信**。
- ・加工・流通業者等に対し、科学的・客観的な根拠に基づき、**冷静に対応していただくよう通知**。
- ・**農林水産大臣から**消費者及び小売事業者に対し、出荷制限の対象となっていない農作物等について、普段どおりに買い物や商売をしていただくよう**メッセージを発信**。
- ・被災地及びその周辺地域で生産・製造されている農林水産物や加工食品を、積極的に消費することによって**被災地の復興を応援するキャンペーン**を実施。

農林水産物に関する損害の類型（概念図）

類型	根拠	備考
避難	本部長指示（原災法第20条）	営農、飼養できず。家畜も放置され、餓死。
屋内退避	本部長指示（原災法第20条）	営農、飼養困難。
操業制限	海上保安庁が航行危険区域を設定	操業、航行できず
出荷制限（生乳、野菜）	本部長指示（原災法第20条）	生乳、野菜を出荷できず。 また、処理として、放置・廃棄するよう指導 （原子力安全委員会助言機関からの助言）
出荷制限 （原木しいたけ露地栽培）	本部長指示（原災法第20条）	しいたけを出荷できず。
作付制限（コメ）	本部長指示（原災法第20条）	「稲の作付に関する考え方」（原子力災害対策本部決定（4月8日））
出荷自粛（野菜、水産物）	県庁等要請（栃木県、茨城県等の判断）	シュンギク出荷できず。イカナゴ漁操業できず
出荷自粛（水産物）	漁業者団体の指導・申し合わせ	福島県、茨城県海域で操業できず
作付休止 （葉タバコ（契約栽培））	県庁による農作業自粛要請	県庁の農作業自粛要請に伴う作期喪失
価格低下等風評被害 （他品目野菜、林産物）	（出荷制限対象県だが、別の品目）	県のイメージダウン
価格低下等風評被害 （他県産野菜）	（出荷制限品目だが、他県産）	品目のイメージダウン
価格低下等風評被害 （他県産野菜）	（出荷制限対象県外かつ別の品目）	県及び品目のイメージダウン
価格低下等風評被害 （全品目（花））	（出荷制限地域・品目に関わらず）	県及び品目のイメージダウン
飼料の利用の自粛要請	農林水産省通知	放牧・粗飼料の利用ができず